けんぽ委員だより

2023.9

協会けんぽ大分支部と一緒に「健康経営®」はじめませんか？

健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、従業員の健康づくりに戦略的に取り組む経営のスタイルです。健康経営に取り組むことで以下のような経営面での成果が期待できます。

生産性の向上	イメージアップ	負担軽減	リスクマネジメント
●モチベーションの向上 ●欠勤率の低下 ●業務効率の向上	●企業ブランド価値の向上 ●対内・外的イメージアップ ●人材採用力の向上	●医療費抑制による保険料率の引き下げ	●事故、不祥事の防止 ●労災発生の防止

★健康経営は、**事業主様が「従業員の健康維持・増進に積極的に取り組むこと」を社内外に対して宣言**することからはじまります。

★大分支部では、**「一社一健康宣言」事業を実施し、健康経営に取り組む事業所様をサポート**しており、すでに **2,100 社以上**の事業所様が健康経営に取り組んでいます！

大分支部のサポート（一例）

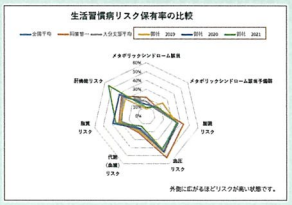

社内の健康状態を把握
「健康診断シート」

取組マニュアルとして活用
「サポートブック」

一社一健康宣言のエントリー方法等について詳しくは大分支部ホームページをご覧ください 。
ホームページでは、健康経営に取り組む事業所様の事例を紹介する**「一社一健康宣言〈取組み事例集〉」**も公開中です！

※「健康経営 ®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

協会けんぽ大分　一社一健康宣言　検索

健康保険給付金 Q&A ～療養費（立替払等）～

Q 保険証が届く前に医療機関等を受診し、医療費を全額負担した場合に 、協会けんぽへ払戻しの申請を行うにはどうすればいいですか？

A **療養費支給申請書（立替払等）をご記入のうえ、添付書類とあわせてご提出いただくことで払戻しの申請が可能です。**

払戻しの申請には、①療養費支給申請書（立替払等）、②領収書（領収明細書）(原本)、③診療明細書（診療内容を記載した証明書）の 3 点のご提出が必要となります。
③診療明細書の添付がない申請が多く発生していますので、ご注意ください。

★申請書は協会けんぽホームページから印刷できます。
★申請書は郵送でご提出いただけます。

協会けんぽ　申請書　検索

Q 提出した添付書類は審査終了後に返却してもらえますか？

A **申請時に添付いただいた書類はお返しできません 。**

市町村から子ども医療費助成の払戻しを受ける等、他の手続きで領収書等が必要な場合は、ご提出前に必ずコピーをお取りください。

忘れずにコピーを！

令和５年度 被扶養者資格再確認にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第５０条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

令和５年度 につきましては、**10月下旬から11月上旬**にかけて順次**「被扶養者状況リスト」**をお送りいたしますので、**被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出**いただきますようお願いいたします。

確認の対象となる方

令和５年４月１日において18歳以上の被扶養者
※対象者がいない事業所様にはお送りいたしません

提出期限

令和５年12月８日（金）

被扶養者の方の状況に変更がない場合でも、必ず被扶養者状況リストの提出が必要です。

《令和４年度の実績》

扶養解除者数	高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）
約7.8万人	約９億円

被扶養者の方の現況確認だけでなく、**加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認です。**
提出期限までに必ずご提出ください。

高齢者医療制度への負担軽減額とは？

高齢者の医療費は、税金、本人負担分のほか、**協会けんぽを含む各医療保険者からの拠出金等（加入者の皆さまが納められた保険料）により賄われています。**
本来、被扶養者とならない方が扶養解除の届出をせず、被扶養者のままになっていると、その方の分についても拠出金等の額に反映され、**協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出**されることになります。

令和５年度 健康保険委員オンライン研修会を開催します

今年度も大分支部では、健康保険委員の皆さまを対象としたオンライン研修会を開催します（「Zoom」アプリを使用して開催）。
健康保険委員の皆さまへ、10月上旬～中旬に開催案内及び参加申込書をお送りする予定ですので、ぜひご参加をお願いします！

■開催時期：11月中旬～下旬
■研修内容：健康保険の事務手続きについて、健康づくり・医療費適正化について 等